

# 技術的条件

## 第1条（総則）

本技術的条件は、当社の電話サービス等契約約款、IPデータ通信網サービス契約約款、0AB-Jプラットフォーム電話サービス契約約款（以下、「約款」といいます。）に定める各サービスを当社が提供するにあたり、接続の仕様（信号、インターフェース仕様を除く）を定めるものとします。

- 2 本技術的条件と、その他の契約について矛盾が生じる場合には、本技術的条件が優先されるものとします。
- 3 本技術的条件は、法令等に準拠するために途中で変更することがあります。

## 第2条（用語の定義）

本技術的条件においては、用語は以下に定める通りとします。

用語	定義
契約者	当社との契約を締結している者 契約を締結しようとする者を含む
利用者	契約者からサービスの提供を受け利用する者
端末設備	契約者若しくは利用者の設置する設備であって、当社サービスを終端する設備 ターミナルアダプタ（TA）やDSU等が該当する

## 第3条（契約者との分界）

約款に定める如何なる形態においても、当社設備と契約者設備（約款に定める契約者）の接続点（途中で他の事業者が入る場合には、その事業者と当社及びその事業者と契約者）が、物理的な設備の責任分界となります。

- 2 約款に定める当社サービスの分界点は、利用者（契約者が利用する場合を含みます。）が設置する端末設備の手前までが責任分界となります。
- 3 前項までにおいて、責任の分界が異なり、契約者が端末系伝送路設備を用意する場合、契約者は物理的な設備の責任の範囲において、当社が別に定める信号の疎通が可能であることを保証することになります。

## 第4条（通話の優先制御）

契約者が端末系伝送路設備を用意する場合において、契約者はその端末系伝送路設備を経由する通話信号が優先的に処理されることを保証するものとします。

2 契約者は、1通話当たりの必要帯域を100kbpsとします。

#### 第5条（通信品質の確保）

当社は、契約者にサービスを提供する前に、以下の通信品質の測定を行います。当社が定める品質基準に満たない場合、その提供を行わないことがあります。ただし、既に当社が提供をしているエリア内にて新たな契約がある場合等には、測定を実施しないことがあります。

(1) 総合品質（遅延）：固定電話番号の場合は150ms未満、特定IP電話番号の場合は400ms未満

2 当社は、サービスを提供している間、以下の通信品質の測定を行います。当社が定める品質基準に満たない場合、その提供を中止することがあります。

(1) 総合品質（遅延）：固定電話番号の場合は150ms未満、特定IP電話番号の場合は400ms未満

(2) 接続品質（呼損率）：0.15以下

(3) FAX（G3）：固定電話番号の場合は、画像の欠落量及び通信エラーの発生量、エラー画像の再送回数が夫々許容範囲内である

#### 第6条（端末設備の固定）

契約者は、当社の固定電話番号を利用する際には、当社に予めその端末設備の設置場所住所を申告し、端末設備を容易に移動できないように対策を講じる必要があります。

2 当社は、契約者が設置する端末設備（利用者の設置する端末設備を除きます）が申告を受けた設置場所住所にあることを不定期で、訪問調査を行うことがあります。

3 当社は、契約者が設置する端末設備（利用者の設置する端末設備を除きます）の設置場所住所の申告を受けた際には、その設置場所住所に契約者が居ることを確認するために、転送不要郵便等を送ります。

4 第2項及び第3項に定める確認の結果、契約者の申告が不正であった場合若しくは不正であると疑いがある場合には、当社はサービスの提供を中止します。この提供の中止は約款に定めるところによります。

5 契約者が自らと利用者間の契約において、当社サービスを第三者に提供する場合には、契約者は利用者が端末設備を容易に移動できないように対策を講じる必要があります。また契約者は利用者が設置する端末設備の確認を含み、第2項及び第3項の規定を準用するものとします。ただし、契約者自身が定める基準が、第2項及び第3項を十分に満たしていると判断できる場合にはこの限りではありません。

#### 附則

（経過措置）

本技術的条件は、令和2年1月1日より実施します。